

イギリス帝国と環境保護

— 英領南アフリカにおけるハンティングと自然保護政策の起源についての覚え書き —

佐久間 亮

はじめに

ハンターとしての本能と、幼いうちからの訓練とが、帝国の拡大に寄与してきたのであり、その貢献度たるや、広く認識されているものを遙かに上回るものがある。狩猟の精神もまた同様に、植民地で冒険的な企てがおこなわれるうえで、力を発揮しているのである。こうした冒険が通商と交易とともに手を携えてすすみ、未知の、そして異教の地の探検と、そこへの移民とを促しているのである。⁽¹⁾

これは、1925年にヒュー・ガン Hugh Gunn が「帝国建設者としてのスポーツマン」と題して発表した論文の一節である。19世紀から20世紀初頭のイギリス帝国の発展とハンティングの関係についての認識は、同時代人の間で一般的なものであった。しかし、これまでイギリス・ジェントルマンの特権としてのハンティングについては、個別研究が蓄積されてきたものの、⁽²⁾ その19世紀以降の展開について本格的に論じた研究は、ジョン・マッケンジーの『自然の帝国』がはじめてである。⁽³⁾ 小論は、このマッケンジーの著作に依拠しつつ、19世紀以降のハンティングの空間的広がり、そのことの意味についての大まかなスケッチである。

これについて以下の二つの局面について論ずる。ひとつは、ハンティングの空間的な拡大過程についてである。ハンティングは、19世紀前半にジェントルマンの特権であることをやめて以降、⁽⁴⁾ 他の階層へと広がりを見せることになるのだが、それは単に階層的な拡大にとどまらなかった。それが持ち込まれたのは、イギリスの第二次帝国の中心であったインドおよびアフリカ大陸である。とくに、本国とは比較にならないほどの野生動物の宝庫であった南アフリカが、ハンティングと狩猟法が最初に導入された地域であり、⁽⁵⁾ また、ここをモデルとして他の英領アフリカに狩猟法の網が広がっていくことになる。したがって、本稿もこの地域を中心に論ずることとする。

つぎに、このハンティングの意味と機能が変化していく過程が第二の局面である。この変化に伴い、単なる経済上の資源として収奪される対象であった野生動物は、逆に保護の対象となる。南アフリカで最初に試みられたこの政策の転換は、紆余曲折があるものの、アフリカ諸国が独立して以降現在にいたるまで継続する一連の動物・自然保護政策の起源として画期的なものであった。じじつ、現存の広大な国立公園は、この時代につくられた野生動物保護区 reserve にその起源をもつものが多い。しかし、この過程は同時に、英本国のハンティングにかかわる文化的規範がこの地に根を下ろす過程でもあった。そして、この野生動物保護という新たな試みにしても、それまでの本国におけるハンテ

ィングおよび狩猟法とむすびついたイデオロギーが反映していくことになるのである。

註

- (1) H. Gunn, "The Sportsman as an Empire Builder" in H. Gunn and John Ross (eds.), *The Book of the Red Deer and Empire Big Game*, 1925, pp. 137-8.
- (2) 例えば、E. P. Thompson, *Whig and Hunters: the Origins of the Black Act*, 1977, P. B. Mansche, *Gentlemen and Poachers: the English Game Laws, 1671-1831*, 1981, H. Hopkins, *The Long Affray: the Poaching Wars in Britain, 1760-1914*, 1985. など。また、我が国の個別研究としては、川島昭夫「狩猟法と密猟」村岡・鈴木・川北編『ジェントルマン その周辺とイギリス近代』（ミネルヴァ書房、1987年）所収、等。
- (3) J. M. MacKenzie, *Empire of Nature: Hunting, Conservation and British Imperialism*, 1988.
- (4) 1831年の改正狩猟法によって先行の狩猟法が全て撤廃され、ゲーム（狩猟鳥獣）を土地所有者の私有財産と規定したことでハンティングがジェントルマンの排他的スポーツである時代は終わった。これについては、川島前掲論文、186-93頁参照。
- (5) ここでいう南アフリカとは、1910年に南アフリカ連邦に組み込まれた四つの州からなる地域を指す。

周知のように、ヨーロッパ人の南アフリカへの進出が本格化するのは17世紀半ばのことである。この時点では、ケープ植民地に野生動物が広く分布していたことを示す材料には事欠かない。たとえば、大型のレイヨウや小型のガゼル（カモシカ的一种）、あるいはシマウマがその捕食獣とともにケープタウン周辺に分布していた。さらに象やサイといった大型の動物もケープ植民地と隣接する内陸部に、またカバも東部の諸河川に生息していたことが明らかになっている。こうしたことは、ケープ植民地内に動物に由来する地名が数多くあることから確認される。⁽¹⁾

オランダ系の白人農民は当初はハンティングとは無縁の民であったため、そうした動物の存在はかれらの生存を脅かしかねない存在にすぎなかった。しかし、フロンティアが徐々に東方及び北東方面へと拡大していく過程で、トレック・ボーアと呼ばれたフロンティア周辺の貧しい農民の生活は、しだいに牧畜のみならずハンティングに依存するようになっていった。かれらがにケープ東部へのハンティングのための遠征を開始するのは18世紀初頭になってからのことであるが、世紀後半にはハンティングと交易で生計をたてる者も多数現れはじめた。⁽²⁾ ことに植民地のフロンティアにおいては、まず、植民者が牧畜によって生活基盤を整えるまで、そしてそれ以降も狩猟動物＝ゲームの存在は重要であった。とりわけ水牛や鹿類の肉が植民者の蛋白源としても重要であり、それを得るためにコイコイ族のハンターを雇用する例が広く見られたとする記述もある。⁽³⁾

ハンティング自体、土地の粗放的利用という特徴をもつがゆえに、生活がこれに依存しているということはフロンティアの拡大をもたらす一要因ともなる。ことにボーア農民のトランスヴァールへの移住期にハンティングは重要な役割を果たした。牧畜による生活基盤の確立とともに、狩猟動物の存在は時として移住者の生活の障害ともなった。とはいえ、トランスヴァール共和国、オレンジ自由国の成立期にいたっても、農民たちの生計は牧畜を含む農業とハンティングとの間を季節的にあるいは

地理的に往復することで保たれていたのである。⁽⁴⁾

こうして、ハンティングが定住期のボーア農民の生活を支えてきたのであるが、それとともに狩猟動物の減少も顕著となっていた。世紀転換期にはケープ植民地の穀作地帯からゲームはほぼ駆逐されていたし、一つの種の絶滅が最初に報告されたのも1798年のことであった。⁽⁵⁾ 事態の進展に拍車をかけたのが、この地へのイギリス人の進出であった。1795年にイギリスがケープ植民地の支配権を握って以降、ケープ植民地と野生動物は世界市場の網の目の中に組み込まれていく。その代表的な事例としてダチョウの辿った運命をあげることができる。ダチョウの羽毛は18世紀初頭よりケープから輸出されており、またその卵も鶏卵よりも日持ちがするので、とくに航海用の食糧として海軍からの需要があった。1820年代前半の時点では、ダチョウはケープ植民地フロンティア周辺でも一般に見ることができたとの記録が残っているが、ボーア人による乱獲の末、1890年代にはリンポポ河以北でしか見られなくなり、かわって、ケープ植民地内ではその家禽化が進行した。⁽⁶⁾ イギリスの支配の下、ダチョウとともに輸出品として急増を見せたものに象牙がある。1815年の時点で、ケープ植民地全体から輸出されたのは評価額にしてわずかに59ポンドにすぎなかったのが、翌年には282ポンドに、さらに1825年までには16,586ポンドへと急増を見せている。⁽⁷⁾ ケープ植民地東部、イギリス人の定住地であったアルバニー Albany は輸出港として発展していたが、1831年までには全輸出額51,290ポンドのうち75%以上を野生鳥獣からの産出物が占めるに至っている。⁽⁸⁾ こうした象牙や獣皮の取引が初期の移民たちの生活を支える重要な手段であったことは、グラハムスタウン Grahamstown 市場の活況を描いたA. スティードマン Andrew Steedman の記述に見られるとおりである。

野生動物の獣皮や、ダチョウの羽毛、象牙、〔中略〕ブッシュマンやベチュアナ人の武器といった珍奇な品物を積み込んだワゴンとともに、植民地の遙か彼方から農民たちがやってくる。ここにはまた、企業家精神に富んだ植民者たちもおり、かれらは内陸部への六ヶ月にもわたる通商の旅から、獣皮や象牙の積み荷を担ってやってくる。かれらは遍歴のさなかに訪れたのはるか彼方の原住民達の高価な毛皮の服や外套も一緒に持ってやってくるのである。⁽⁹⁾

経済的資源としての野生鳥獣の重要性は、定住者の初期の生活を支える機能としてのそれに限られるものではない。それはヨーロッパ人の軍事・行政活動を支える上でも重要であったし、キリスト教布教活動がハンティングによる食糧確保によって維持されていた事例もまた、枚挙にいとまない。たとえばD. リヴィングストンの布教活動もハンティングと無縁ではあり得ず、少なくとも二名のハンターとのかかわりによって支えられていた。そのうちの一人、R. G. カミング Roualeyn Gordon Cumming は19世紀を通じて、南アフリカを拠点としたハンターの中でももっとも有名な人物である。スコットランドの准男爵家に生まれたカミングは、1839年にイートン校を卒業したのち、東インド会社のマドラス騎兵隊に入隊する途上ケープ植民地に立ち寄り、そこでのハンティングの経験が以降の生涯を決定づけていくことになる。かれがケープ植民地に再び足を踏み入れたのは1843年のことであるが、この年から48年にわたってハンティングに没頭する生活を送っている。この時の経験を記した著作は本国で熱狂的に受け入れられ、⁽¹⁰⁾ かれを一躍「時代の寵児」へと祭り上げるとともに、新たな

ハンターを生み出すことにもなった。かれは後半三回の遠征で、リヴィングストンの伝道所のあるクルマンへと赴き、さらにツワナ Tswana 北部へと到達している。その際、リヴィングストンと親交を結び、かれの教会を建設する労働者達に食糧を供給することで協力もしている⁽¹¹⁾。

帰国後、ロンドンのチャイニーズ・ギャラリーに「南アフリカ博物館」を開設し、さらに51年のロンドン万国博での剥製の展示で成功を収め、ハンターとしてのみならずナチュラリストとしての地位も不動のものとしている。ナチュラリストであることが、大量にゲームを殺戮することを正当化してもいたのである。かれにとって、アフリカの地は「ゲームで満ちあふれる大地」であり「ハンターにとっての理想郷」であった⁽¹²⁾。そこにはかれの著作の影響をうけて19世紀後半にこの地に赴いたハンターたちが示す「自然の限界」への危惧は共有されていない。しかし、このハンター＝ナチュラリストという図式はかれ以降の時代にも存続することになる。

もう一人、リヴィングストンの布教活動に深くかかわった著名なハンターにW. C. オズウェル William Cotton Oswell がいる。ラグビー校を卒業したのちヘイルベリに進み、インドに文官として赴任したのが1837年のことである。そこでハンティングに興じたのち⁽¹³⁾、熱病を患い、44年に15ヶ月の休暇を得てケープ植民地へとやってきた。しかし、療養するどころか、リンポポ河周辺を拠点にしてハンティングに没頭してしまい、長くアフリカに留まりすぎたことが原因で職を失し、47年末には再びケープ植民地へ舞い戻ることとなった。今度はリヴィングストンの布教活動に帯同し、ンガミ湖 Lake Ngami から、さらにはザンベジ河探検にも参加したのち、51年に帰英している。オズウェルはリヴィングストンに資金と食糧とを供給し、かれの存在なしにはリヴィングストンの探検と布教活動は成立し得なかったであろう⁽¹⁴⁾。リヴィングストンとこれらのハンターとの関係はもともと著名な事例だが、このようにハンティング活動とキリスト教布教活動は切り離せない関係にあった。

ここまで素描してきたように、19世紀中葉までのハンティングの機能は植民者の蛋白源としてであり、布教あるいは軍事活動との関連をもつものであり、また国際的な商業網に組み込まれたものであり、いずれも経済的機能に限定された、実際的なものであった。しかし、カミングをはじめとして、有名なハンターの著作が本国で反響を呼び⁽¹⁵⁾、続々と本国からハンターが訪れるにつれ、その機能はそれまでの実質的なものから、より象徴的なものへと変化を遂げていくことになる。それは、また本国のハンティングにかかわる規範までもがこの地にもちこまれる過程でもあった。

註

- (1) これらの地名には現存するものがある。たとえば、Elandsberg (大カモシカ)、Rhenoster (rhinoceros=サイ)、Quagga Fountain (クアッガ=シマウマに似た哺乳動物、現在は絶滅)、Gemsbok Laagte (ゲムズボック)、Hartbeeskuil (シカレイヨウ) などである。
- (2) MacKenzie, *op. cit.*, p. 87.
- (3) 1770年代にこの地を訪れたスウェーデン人の植物学者C. サンバーク Carl Peter Thunberg がこれについて記述を残している。*Ibid.*, p. 88. 参照。
- (4) *Ibid.*, p. 89
- (5) 絶滅の報告がなされたのは、レイヨウの一種の blaaubok (bluebuck) だとされている。G. Renshaw, "The Blaauwbok",

- Journal of the Society for the Preservation of the Fauna of the Empire* (以後、*JSPFE*と略記), new series, vol. 1 (1921), pp. 24-6.
- (6) D. Neumark, *Economic Influences on the South African Frontier*, 1957, pp. 63-4.
- (7) *Ibid.*, pp. 64-8.
- (8) MacKenzie, *op. cit.*, p. 91
- (9) A. Steedman, *Wanderings and Adventures in the Interior of Southern Africa*, vol. 2, p. 298. スティードマンは自然誌研究者として著名で、ケープ植民地内陸部に関するこの探検期も人気を博した。
- (10) Roualeyn Gordon Cumming, *Five Years of Hunter's Life in the Far Interior of South Africa*, 2 vols., London, 1850.
- (11) リヴィングストンと同じスコットランド出身であったことが、両者の関係を緊密なものとする一要因であった。MacKenzie, *op. cit.*, pp. 97, 100. とはいえ、リヴィングストンはかれを「狂ったスコットランド人」と呼んでいた。R. D. オールティック 小池滋監訳『ロンドンの見世物Ⅱ』（国書刊行会 1990年）324頁。
- (12) Cumming, *op. cit.*, vol. 1, pp. 63, 106. これは、本国の猟場を「もっとも裕福なヨーロッパのスポーツマンが集う、飼い慣らされたゲームしかおらず、それもひとところに集められた狭苦しい領域」とした上で、これと対照させた記述である。
- (13) 家族に宛てた手紙の中で、カミング同様、インドでのハンティングの興奮をイングランドのそれと比較して次のように伝えている。「イングランドのジェントルマンたちはスポーツの何たるかをわかってはいない。ちっぽけな農場で〔中略〕、ヤマウズラや野ウサギを少々撃ったところで（これをかれらはスポーツと呼んでいるのだが）こんなものはインドでのそれと較ぶべくもないのだ。」W. E. Oswell, *William Cotton Oswell, Hunter and Explorer*, vol. 1, 1900, p. 83.
- (14) MacKenzie, *op. cit.*, pp. 101-2.
- (15) カミングの著作同様に本国で人気を博し、あらたなハンターを生み出す上で多大な影響力を発揮した著作に以下のものがある。W. C. Harris, *The Wild Sports of Southern Africa*, 1839, W. C. Baldwin, *African Hunting from Natal to the Zambesi*, 1852-60, 1863.

二

カミングが動物資源を無制限の自然の恵みと捉えていたように、ゲームを大量に殺戮することへの躊躇いは、19世紀中葉までのイギリス人のハンターたちにはほとんど見られない。ゲームの減少について警笛を鳴らした希な例として、ここでもリヴィングストンをあげておこう。かれは、「銃がこれら〔黒人〕の種族の間に広められるにつれ、春の雪のごとくこれらの美しい動物たちは消え去ってしまうだろう」として「自然の限界」について言及したうえで、自分の従者が象の母子を撃つのを目撃した際の印象を探検記に次のように記している。

わたしは、かれら、とくに幼い子象が殺されるのを見るに忍びなかった。その肉はその時決して必要ではなかったのだ。しかし、次のことは付け加えておいて然るべきだろう。かつて、わたし自身の血が〔ハンティングで〕沸き立ったところで、そのことにうんざりすることはなかったのだということをおそらく、われわれはこうした行いについて寛容に評価すべきなのだろう。たとえ、我々自身がそれをおこなう気がないとしてもだ。もしも、わたしがかつて全く同じ行いをしたという罪を犯していなかったならば、

その母子を従者が殺すのを見て吐き気を感じたことで、かれらよりも優れた慈悲の心を誇り得ただろうけれども。⁽¹⁾

このハンティングそのものに対する嫌悪感と罪悪感のカミングの次の記述とじつに対照的である。かれは、一頭の象に致命傷を負わせたのちの様子を、こう記している。

わたしは、とどめを刺す前に、しばしの時間をその気高い象を見守るために費やすことにした。そこで、木陰で馬の鞍をはずし、その夜と翌日そこで過ごすことになった。〔中略〕ほんの数分でコーヒーが沸き、その森の中の棲家で、満ち足りた気持ちでコーヒーを啜った。アフリカのもっとも美しい象とともに、傍らの木の陰で喜びが沸きあがってくるのを待ちながら。⁽²⁾

19世紀半ばに本国で熱狂的に受け入れられ、共有されたのはカミングの記述が示す陶醉感であった。のみならず、後述するように、19世紀後半の動物保護への一連の動きを促進していったのもまた、宣教師の感受性ではなく、皮肉なことにハンターたちの心性の方であった。

とはいえ、リヴィングストンの示した「自然の限界」への認識は、カミング以降に南アフリカを訪れたハンターの間でしだいに共通のものとなっていく。たとえば、W. C. ボールドウィン William Charles Baldwin は、カミングの著作から影響を受けて、1851年ナタールへとやってきたハンターである。かれは翌年から60年にかけて都合七回、おもにンガミ湖周辺でハンティングをおこなっている。その様子を記し、本国で反響を呼んだ著作の中で、「今日では、象達はなかなか見つけにくくなっている。わたしはゴードン・カミングが到達した地点よりもはるかに西および北へと足を踏み入れたが、たった一つの群れの足跡しか発見できずにいる」と記し、カミングの時代からわずか10年足らずで、象牙狩りのメッカであったンガミ湖周辺での象の減少を嘆いている。⁽³⁾

A. アンダソン Andrew Anderson はナタールで農場を営み、60年以降国境を越えていくどとなく、トランスヴァールから、さらにドイツ領東アフリカへもハンティングのために足を踏み入れている。かれは1887年に旅行記を出版しているが、その中で、1860年から85年の間にナタールおよびオレンジ自由国からほぼ全面的にゲームが駆逐されてしまったと記している。⁽⁴⁾ ゲームの減少についてより詳細な記録を残しているのは、のちに活動的な保護論者となるH. A. ブライデン H. Anderson Bryden である。かれは1890-1年にトランスヴァール西部からンガミ湖周辺でハンティングをおこなっている。その記録の中で、かつてハンティングとそれにかかわる交易とで70年代に栄えたトランスヴァールの町々が、いまや荒廃してしまっていること、周辺の農民の間で、動物保護区設営の最初の試みが見られるようになってきていることなどを記し、諸種のゲームの絶滅についての章で著作を締めくくっている。その中でとくに力説されるのが象の生息域の北上についてであった。それによると、この世紀の初頭にオランダ人が象狩りに興じたのはクルマン周辺であり、カミングが熱心にハンティングをおこなったのはそれよりも400マイル程北のショショング Shoshong の丘陵地帯であった。リヴィングストンが1849年の時点で夥しい象の群を発見したボトルトル Botletle は、ショショングからさらに300マイル北西の地点であった。しかし、1877-8年にボーア農民の手によってこの地域の象は完全に絶滅に

追いやられたとしている。⁽⁵⁾さらにかねは1894年に「南アフリカにおけるゲームの絶滅」と題する論文を発表し、同様の警告を繰り返している。⁽⁶⁾

このゲーム絶滅への危機感はしばしば誇張されたものであったが、それが一連の狩猟法策定の背景にあったのは間違いない。英領アフリカ最初の狩猟法は、早くも1822年7月12日にケープ植民地で布告されている。1858年にオレンジ自由国とトランスヴァールでも狩猟法が導入されるが、それらがある程度の実効力をもち、さらなる立法のラッシュが訪れるまで19世紀末をまたねばならなかった。ケープ植民地では、1886年7月に新たな法律が制定されたことをきっかけに、1908年までに五度の改正がおこなわれたのち、1909年法にまとめられた。この「ケープ原則」は、他の英領植民地にも速やかに導入されていく。⁽⁷⁾狩猟法はそれが制定された植民地ごとに若干の偏差はあるものの、おおむね以下の四つの主要な規定を共通のものとしている。まず、通例7月1日から11月30日までを禁猟期とすること。つぎに、ゲームを複数のカテゴリーに分類し、とくに貴重なゲームは royal game と名付けられ、特殊なライセンス無しには捕獲できないものとした。この対極が害獣 vermin とされた動物達で、貴重なゲームを捕食する肉食獣がこれにカテゴライズされ、害獣を殺戮したハンターへの報奨金を規定する法律もあった。この点から、狩猟法が地域の動物相全体の保持を意図したものでは決してなかったことが窺える。つぎに、ライセンスの差別化による、捕獲する側の階層化が試みられた。とくにケニアの法令などではヨーロッパ人のライセンスを12種類にも分類するなど、複雑なカテゴリーが形成された。そのなかで、特権的な地位を与えられたのが、植民地の高位官僚たちであった。⁽⁸⁾

しかし、この「ケープ原則」の中でとりわけ重視されたのは、アフリカ人によるハンティングを禁圧することであった。すでに、リヴィングストンの記述の中でも、アフリカ人にゲーム減少の主要因が求められていたが、こうした論調は19世紀末になってからとみに力を増してくる。たとえば、F. セラス Frederick Selous は自らも著名なハンターであったにもかかわらず、殺戮された象1000頭中、997頭までがアフリカ人の手によるものだと主張している。⁽⁹⁾狩猟法の下でのアフリカ人のハンティングの抑制は、直接にネイティブによるハンティング禁止を規定する場合もあったが、より一般的であったのは、土着の狩猟方法を不法なものとして排除するという方法であった。すなわち、陥穽、仕掛け罠、仕掛け網を用いること、およびそこへ動物を追い立てていく猟法はいずれも違法なものとしてされたし、また仕掛け罠やジン（動物の水飲み場に撒く）の売買まで禁止するものもあった。合法的なハンティングの方法は、銃で撃つことのみとされたのである。この合法、非合法を分かつ根拠は、「人道的な殺戮」 humane killing と「残虐な殺戮」 cruel killing という区別であった。土着の猟法が「残虐な殺戮」の方に分類されたのはいうまでもない。⁽¹⁰⁾

こうしたゲーム保護の動きは、英領アフリカのみにとどまるものではない。英領のそれと並行してドイツ領東アフリカでも保護の動きが進展しており、両国の働きかけによって、アフリカにおける動物保護に関する国際会議が1900年にロンドンで開催され、アフリカに領土をもつヨーロッパ列強全てが代表団を送っている。⁽¹¹⁾この会議の議定書は、英・独を除いていずれの国でも批准されなかったが、この会議を契機として、イギリス本国議会において強力なロビー活動が展開されることになる。その中でもとりわけ活発な活動を展開したのが「帝国野生動物相保存協会」 the Society for the Preservation of the Wild Fauna of the Empire（以降、S P F Eと略記）であった。「適切な狩猟法や

規制」を実施し、さらには動物保護区 preserve を設立することなどを目的として1913年に結成されたS P F Eは、設立当初から著名なハンターのほとんどをそのメンバーに含んでいた。たとえば初代議長のE. N. バクストン Edward North Buxton も傑出したハンターで、ヨーロッパはもちろん小アジアからアフリカまでゲームを求めてハンティングの遠征をおこなった経歴をもつ。F. セラスは自宅に動物博物館を開設したのみならず、サウス・ケンジントンの自然誌博物館のコレクションにも多大な貢献をしている。さらに、ウガンダ保護領長官の H. ジョンストン卿 Sir Harry Johnston も有力なメンバーの一人であるが、かれはハンターおよびトロフィ（動物の皮・頭・角などの記念品）収集家としても、あるいは動物学・鳥類学の専門家としても名を馳せた人物であり、こうした事例は枚挙にいとまない。このように、協会は本国貴族・ジェントルマンのみならず植民地高官がその構成員の多数を占めていた。と同時にかれらはハンター＝ナチュラルリストとしても著名であったことから、この団体は疑似科学団体的色合いを帯び、大英博物館とも緊密な関係を取り結ぶことにもなった。その一方で、もっとも食欲なハンターが動物保護のもっとも強力な圧力団体を形成したことから「懺悔する屠殺業者」 penitent butchers と渾名されもした⁽¹²⁾。

エリート＝ハンターがもっとも先鋭な保護論者であるというこの逆説的な図式から予想されるように、19世紀末の狩猟法体系およびゲーム保護区も、自然保護それ自体を目的としたものというよりも、スポーツとしてのハンティングを維持していくための手段としての性格が強い。かれらが設営を求めてやまなかった保護区は全面的な禁猟区だったわけでは決してない。空間を限ることで、狩猟法を効率的に施行することが意図されたのであるが、狩猟法によるライセンス保持者もまた、保護区内でより効率的にハンティングをおこなう特権を享受しえたのである。

狩猟法コードによってアフリカ人たちが重要な蛋白源を奪い取られていく過程は、同時に白人によるハンティングもその経済的要素を剥ぎ取られ、スポーツとして純化していく過程でもあった。とくに1920年代にいたって、狩猟法の下で、動物製品の取引が全面的に禁止され、個人の所有および消費のみに限定されたのは重要である⁽¹³⁾。ハンティングがスポーツとして純化していくにつれ、それには固有の規範が付け加えられることになる。著名なハンターであったD. ライル Dennis Lyell の著作がこの規範がいかなるものかを明瞭に示している。そこには、ハンティングとは生命と人格とを賭した獲物との戦いであるとする主張をみることができる。まず、真のスポーツマンたるものは自分が仕留めんとする動物の美と生命力とを十分に評価しなければならない。そのためには、相手の齢、性別、獲得されるであろう戦利品（トロフィ）の質を認識しうる地点まで、そして致命的一撃を与えるところまで追跡し、対峙し合わねばならず、相手にもチャンス sporting chance が与えられねばならない。傷を負った獲物には、いかに時間と労力、そして危険を伴おうが、かならず自らの手でとどめの一撃をあたえねばならない。逆に、雌や子供を撃つこと、興奮のあまり群を無差別に撃つようなことは恥ずべきことであり、鉄道の客車や船、飛行機など安全な場に身を置いたうえで、獲物を撃つようなことも許されない。まして、水飲み場での狙い撃ち、待ち伏せ、罠を用いることなどはまったく「スポーツマンにあるまじき」 unsporting 行為とされるのである。ハンターは「単なる暗殺者であってはならない」のである。さらに、真のスポーツマンはナチュラルリストであり「科学者」でなければならなかった。殺戮は、それがゲームとその生活環境の理解、およびその解剖学的知識に貢献して

はじめて正当化されたのである。⁽¹⁴⁾ これらの規範が狩猟法の背景にあり、ここに実用性とはかけ離れた儀式的性格が付着するのである。

こうした規範を遵守し、自らを危険に晒すことではじめて、植民地を統治する「人種」にふさわしい、ジェントルマンとしての資質、すなわち忍耐力と勇気、さらには果敢な決断力が育まれるとされ、逆に、この規範に抵触するネイティブの伝統的なハンティングは、その目的から手段にいたるまであらためて「野蛮な密猟」と定義されたのである。保護区設営を押し進めた保護論者にとって、アフリカ人をハンティングから排除することは、むしろかれらを「野蛮」から「文明」へと導く一手段とまで認識されていたのである。SPFEの行動の一員であった、R. ヒングストン R. W. G. Hingston の以下の言葉が、この認識を如実に示している。

肉は土着のアフリカ人たちの常食の一部をなしてはおりません。ハンティングによって肉を得ることは原始性のしるし stamp of primitiveness であり、より文明化された人種がおこなっている肉を得る方法〔家畜化〕を教えることで、われわれヨーロッパ人は、かれらをまさにこの原始性から文明へと導かなければならないのです。⁽¹⁵⁾

1830年代に英本国内で、ハンティングがジェントルマンの排他的な特権であることを終えたのち、その主要な舞台はこれまで見てきたように英領アフリカへと移っていく。しかし、これは単に野生動物の宝庫を植民地化した結果、そこに本国から多数のハンターが訪れたという事実にとどまらない。ハンティングとともに、それを取り巻く文化的規範までもが、次第にアフリカの地に移植されたのである。というのも、英本国内でハンティングが地主＝ジェントルマンの排他的特権であることを正当化したのは、それがジェントルマンとしての人格陶冶の手段であると位置づけられたからであった。逆に生業として営まれてきた無資格者＝非ジェントルマンによるハンティングは、狩猟法の規定にしたがい「密猟」とされたのだが、このダブル・スタンダードの根底には、生活のためのみの、換言すれば人格の陶冶を伴わないハンティングを墮落とする文化的規範があった。⁽¹⁶⁾ そして、この特権を維持するための装置としての狩猟法コードとゲーム保護区もまた英本国内からそのまま移植され、機能したのである。19世紀後半以降の南アフリカで、英本国内とは異なる装いの下で生じたことは、特権者と非特権者を分かつラインが階級的なものから人種的なそれへと変わったこと、そしてあらたな特権者がナチュラリストとして、「科学」で武装していたことである。

さて、その意図はともかく、英領アフリカにおける保護区の設営は南アフリカを起点として進められていく。いち早く動き出したのはトランスヴァール（南アフリカ）共和国である。1884年にクリューガー大統領が最初に議会で保護区設営の必要性を呼びかけた1884年から六年後、二箇所の小規模な保護区がもうけられたことがその嚆矢となった。しかし、南アフリカでもっとも有名なサンクチュアリとなるのは98年に共和国北西部につくられたサビ Sabi 保護区である。この約1800スクエア・マイル（約2万平方キロメートル）もの広大な土地は第二次ボーア戦争時の荒廃と断絶ののち、1902年の布告によりイギリス人の手によって運営されていくことになる。⁽¹⁷⁾ 初代の管理官 warden に任命された J. スティーヴンソン-ハミルトン James Stevenson-Hamilton の仕事は、なによりもアフリカ人によ

る「密猟」を阻止することであった。この時代、新たな保護区設営に携わった管理官達は一様にその経験を記録し、保護区設営の必要性を訴える目的からもそれらを出版しているが、中でもハミルトンの詳細な記録はこの保護区の発展を知る上で貴重な史料となる。その中で、サビ保護区設立当初、域内でハンティングを生業としていたバンツ系アフリカ人の様子について次のように言及している。

当時、草原地帯 low-veld の土着の住民達はこの地のゲームを生来の糧と見なしている。じじつ、それらはかれらの主要な糧であり、住居から数マイル以内の径にはどこにでも、びっしりと、カフィール族の考え得る限りの創意工夫を凝らした、ありとあらゆる種類の罟やその他の仕掛けが、鳥獣を捕らえるために施されている。それだけではない、この地のどの村 kraalでも、雑種の犬達が何頭も飼われていて、猟に用いられている。また、かなりの数の男達は、様々な種類の火器を所有している。したがって、当初の仕事が決して閑なものではあり得なかったことはおわかりいただけると思う。⁽¹⁸⁾

S P F Eの主張によると、このサビ保護区内には4,100名ほどのアフリカ人が生活しており、かれらから火器や、アセガイ（バンツ族の用いる細身の投げ槍）、あるいは仕掛けわななどを没収する作業はしばしば暴力を伴うものであった。時には死者が出ることもあったとハミルトンのアシスタントは認めている。⁽¹⁹⁾

保護区の拡大にとって障害となったのはアフリカ人の存在のみではない。白人定住者による反対にも根強いものがあつた。その最たる理由はゲームの増加によって引き起こされる伝染病への危惧であつた。⁽²⁰⁾ サビ保護区の場合、ポルトガル領からのゲームの移住によって東部海岸地帯の熱病やリンダペスト（牛疫）が蔓延する可能性が懸念された。だが、それ以上に深刻であつたのはツェツェバエの脅威であつた。この問題は南アフリカのみならず、むしろ英領東アフリカでより大きな論議を呼び起こした。ツェツェバエが媒介するトリパノソーマ原虫が引き起こす人間の「眠り病」、および家畜のナガナ病（熱病）がウガンダで爆発な流行をみたのは1901年になってからのことだが、この病気とゲームとの関連はリヴィングストン、スタンレイ、セラスらによってつとに指摘されてきた。⁽²¹⁾ しかし、これについては真っ向から対立する二つの見解があり、現地のみならず英本国の学界もこれについて分裂状態にあつた。トリパノソーマはある種の大型の有蹄類の血液中に発生し、これらのゲームに依存するツェツェを媒介にして、原虫が家畜（あるいは人間）に伝染するという主張がまず一方である。この考え方にしたがえば、ゲームの駆除が最も効果的な予防手段であり、逆に保護区を設けるなどということは危険きわまりない施策ということになる。⁽²²⁾ これに対して、E. アウスティン E. E. Austen ら S P F Eが中心となって主張した見解はおおむね次のようなものであつた。病気がツェツェによって媒介されることは認めるが、人間こそがトリパノソーマのおもな保有生物であり、病気は人間同士の接触によっても伝染する。ツェツェはゲームに依存するものではないから、ゲームと病気とは無関係であり、またその生息地は特定の地域に限られている。そこで、そうした土地から人間が撤退すること、すなわち完全な自然保護区とすることこそ肝要であるとする、全く逆の方策が提案されることになる。⁽²³⁾ この論争に決着がついたのは、1935年になってからのことであり、その時点で「人間の掃蕩」政策が過ちであつたとの認識によりやく達したのである。⁽²⁴⁾

この論争によってゲーム保護区の拡大に一定の歯止めがかかったことは疑いない。しかし、論争のさなかにも保護区は南アフリカから、さらには南アフリカのそれをモデルとして、東アフリカへと急速に広がっていったのである。この論争は、S P F Eなどのロビー活動の強力さをむしろ示している。保護区の建設はしばしば、白人定住者の反対をも押し切って強行されたのである。⁽²⁵⁾

さて、以上のようにハンティングにこめられた意味とその機能の変化は、アフリカ原住民をハンティングから排除することと表裏一体に進行した。この排除の論理は英本国から移植されたハンティングの文化と密接にかかわるものであった。狩猟法の規定の下で各地に次々と創設された保護区も、その装置として機能したという面は否めない。しかしながら、狩猟法体系と保護区の導入が、それぞれの地域の自然保護にむけての転換点となったこともまた事実である。なぜなら、この時代に各地域につくられた動物保護区は1933年に再びロンドンで開催された国際会議などをへて、国立公園となって現在に至っているのである。国立公園創設の必要性を明快にうたったこの会議を先導したのもまた、S P F Eに集う保護論者たちだったのである。⁽²⁶⁾

註

- (1) D. Livingstone, *Missionary Travels in South Africa*, 1857, pp. 562-3.
- (2) Cumming, *op. cit.*, vol. 2, p. 92.
- (3) Baldwin, *op. cit.*, pp. 223, および256.
- (4) A. Anderson, *Twenty-five Years in a Wagon: Sport and Travel in South Africa*, 1887 (reprinted, 1974), pp. 1-87, MacKenzie, *op. cit.*, pp. 110-1. による。
- (5) H. A. Bryden, *Gun and Camera in Southern Africa*, 1893, p. 488.
- (6) H. A. Bryden, "The Extermination of Game in South Africa", *Fortnightly Review*, 62, 1894, pp. 538-51.
- (7) たとえば、英領ナタール植民地へは、1890, 1891, 1906年の三度にわたって、狩猟法が導入されている。ことに、1891年法は、アフリカ人の土着の猟法（網や板ばね、その他の仕掛け罠、あるいはジンをを用いるもの）を全て違法としている。MacKenzie, *op. cit.*, p. 204.
- (8) *Ibid.*, pp. 209-10.
- (9) F. C. Selousから外務省への書簡（1897年8月15日付）、*Ibid.* p. 206. による。
- (10) *Ibid.*, p. 209.
- (11) この会議では、以下の事柄が取り決められた。すなわち、すべての植民地列強は、狩猟法を導入すべきこと、禁猟期を設定すること、ハンティングをライセンス保持者に限定すること、ハンティングの方法を限定すること、銃と弾薬に関する統制をおこなうこと、象牙およびその他の交易への統制をおこなうこと、ゲームによる伝染病の予防措置を講ずること、保護すべき動物と害獣とを区別することなどである。そして保護区の必要性についても明記されている。以上、*Ibid.*, p. 208.
- (12) 以上、*Ibid.*, pp. 211-8. F. C. セラスは、ライオネル・ロスチャイルドのハンティングのアドバイザーもつとめていた。また、H. ジョNSTONの著作、H. Johnston, *The Uganda Protectorate*, 1902. は、動物学および鳥類学の著作としても有名であった。
- (13) *Ibid.*, p. 210.
- (14) D. D. Lyell, *The Hunting and Spoor of Central African Game*, 1929, pp. 12-17.

- (15) *JSPFE*, vol. 12, 1930, p. 56.
- (16) MacKenzie, *op. cit.*, pp. 10-17
- (17) J. Stevenson-Hamilton, *South African Eden*, 1937, pp. IV-VI. しかし、英領では、トランスヴァールを嚆矢とするが、保護区設営という点ではむしろ独領東アフリカの方が先行していた。
- (18) J. Stevenson-Hamilton, *Our South African National Parks*, 1940, p. 25.
- (19) J. Stevenson-Hamilton, *South African Eden*, p. 294, および, *JSPFE*, vol. 6, 1913, p. 12.
- (20) とくに白人定住者の反対が激しかったのはケープ植民地であった。これについては, MacKenzie, *op. cit.*, pp. 231-2.
- (21) *Ibid.*, p. 234.
- (22) ナタール州での研究に基づき、1894年にツェツェとゲームとの関係を実証したのは、従軍医師のD. ブルース David Bruce である。かれの見解は南アフリカ会社 BSAC などに受け入れられていくことになる。 *Ibid.*, p. 235
- (23) E. E. Austen, "The Present Position of the Problem of Big Game, Tsetse Flies and Sleeping Sickness", *JSPFE*, vol. 6, 1913, pp. 76-104. アウスティンは Natural History Museum の館員でその Rifle Club の傑出した射手でもあった。
- (24) この徹底した「人間の掃蕩」政策が採られたのはウガンダ保護領であり、1907年以降、2万4千名もの人々がヴィクトリア湖周辺から強制移住させられている。一方、ナタール州および、BSAC管理下の南ローデシアでは、全く逆のゲーム掃蕩政策が採用されている。とくに南ローデシアでは、1905-8, 1910-5年の二度にわたり広範囲で狩猟法が停止された。以上, MacKenzie, *op. cit.*, pp. 237-243.
- (25) 東アフリカでの保護区の拡大については, *Ibid.*, pp. 244-249.
- (26) 1933年の国際会議については, *Ibid.*, pp. 216-8. マッケンジーによると、保護区と国立公園の相違は次の諸点に求められる。まず、保護区が現地行政府の布告に基づくもので、法的基盤が脆弱なのに対して、国立公園は法律に基づいて設立され、廃止するためにもあらたに法律を制定する必要がある。そのことと関連して、保護区は直接的な行政府の管理下に置かれるのに対し、国立公園は政府の統制から離れ、管理委員会が政策を決定し、スタッフも雇用する。したがって、国立公園の場合には当初は公的予算によって賄われるが、最終的には独立採算を目的とする。運営の目的も異なる。保護区がハンティング用のゲーム・ストックの再生と管理、および畜獣の駆除をおこなうものであったのに対して、国立公園は動・植物相全ての保持を目的とする。また、保護区が社会層によってアクセスに制限（ライセンスによる）が加えられたのに対して、独立採算を旨とする国立公園は観光客のアクセスを前提とするがゆえに、社会的制約が緩い。以上, *Ibid.*, pp. 264-5.

おわりに

19世紀に英領南アフリカでおこなわれたハンティングはイギリス本国のそれを、理念的にも、また法体系の上でもそのまま移植したものであった。この地域を嚆矢として、他のアフリカ英領植民地にひろげられていく狩猟法は、自然・動物保護それ自体を主目的とするものではなかった。それは、本国のかつての狩猟法と同じく、ハンティングの有資格者と無資格者とを区別し、無資格者によるハンティングを抑制することに主眼がおかれていたのである。ここでの新たな境界線はイギリス人と先住アフリカ人及びオランダ系のボーア人たちの間に引かれ、広大な野生動物保護区が創設されていった。そしてした一連の動きを推進していった先鋭な動物保護論者が、同時にもっとも熱心なハンターでもあるという逆説的な状況がここに生じたのである。

着々と創設された保護区を舞台として、ハンティングは本国でかつてそうであったように、特権的なジェントルマン・ハンター、植民地官僚および将校達の娯楽、社交の機会として重要な意味を持つようになった。また、ハンティングは植民地統治者に必要な資質を育むものとしても正当化されたのである。これにたいして、伝統的に営まれてきたアフリカ人によるハンティングは、生活のためのみにおこなわれる「野蛮なもの」として密猟化され、排除されていった。「野蛮な」ハンティングをやめさせることは、アフリカ人を文明に導く手段だとする、「文明化の使命」論もここで登場するのである。

このように、もともとジェントルマンの文化としてのハンティングは、19世紀末の時点に至ってもなお、イギリス帝国統治の文化装置として重要な役割を果たし続けたのである。そして、このジェントルマン文化の遺産はアフリカ諸国が独立して以降も、その多くが受け継がれている。サビ保護区も1926年という英領アフリカではもっとも早い時期に国立公園化され、クリューガー国立公園という名で現在にいたっている。かつて、特権者の排他的な猟場であった保護区は、開かれた観光地となり、人々はかつてのライフル銃をカメラに持ち替えてそこを訪れているのである。

ところで、本稿では言及しなかったが、未知の大陸でのハンティングの広がり、英本国における「ハンティング熱」の広まりを背景とし、また同時にそれを煽りたてるものでもあった。これは、おもにジェントルマンおよびミドル・クラスをその社会的基盤とするものであった。たとえ遠くアフリカまで足を運ばなくても、邸宅をアフリカの動物達のトロフィでかざるということは、ジェントルマン的生活を顕示するものとして、ジェントルマンのみならず、ロンドンのミドル・クラスの間で大流行をみることになった。⁽¹⁾ たとえば、ロンドンの大金融家であったロスチャイルド家の剥製のコレクションは有名で、バッキンガムシャの広大な領地の一面にそのための博物館が設けられたほどで、この膨大なコレクションは、現在、ロンドンの自然誌博物館におさめられてもいる。⁽²⁾ しかし、こうした「ハンティング熱」は実際にハンティングを経験しえた中・上流階級のみには広がっていったのではない。ジェントルマン・ハンターたちが記した未知の大陸での冒険とハンティングの記録は、一般大衆向けの物語、あるいは児童向けの読み物としてもつぎつぎと出版され、⁽³⁾ 広範な読者層を獲得することになる。また、1870年以降、自然誌が初等教育の義務教育科目に指定され、学校もまた標本収集に熱をいれることとなった。現実を目にすることのない遙か彼方の帝国を民衆が経験するのもまたハンティングを通じてだったのである。これらについては、稿を改めて論じることにはしたい。

註

- (1) たとえば、ロンドンでは剥製業が隆盛をきわめ、ことに、R. ワード Rowland Ward の作品が人気を集めた。MacKenzie, op. cit., p. 91 参照。
- (2) また二代目当主であったライオネル Lionel Rothschild は、ハンターとしても有名であった。Ibid., pp. 19, 30, 39.
- (3) これについては、J. M. MacKenzie, *Propaganda and Empire: The Manipulation of British Public Opinion 1880-1960*, 1984, pp. 198-226. に詳しい。